

第7章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第7条）、現在その傘下に金融分科会（その下部機関として、第一部会、第二部会、特別部会）、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っている（資料7-1-1～2参照）。

平成15事務年度の主な開催実績

- 1．総会（第18回（平成16年3月17日開催） 金融分科会との合同会合）
総会においては、平成15事務年度において、第一部会・第二部会等での議論・報告を踏まえ、各委員から部会の垣根を越えた審議を行うとともに、今後の審議の進め方について議論（金融税制SGの設置）を行った。
- 2．金融分科会（第6回（平成16年3月17日開催） 総会との合同会合）
金融分科会においては、国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項について調査審議を行うこととされており、平成15事務年度には、総会との合同会合において、第一部・第二部会等での議論・報告を踏まえ、各委員から部会の垣根を越えた審議を行うとともに、今後の審議の進め方について議論（金融税制SGの設置）を行った。
- 3．金融分科会第一部会（第9回（平成15年9月25日開催）～第19回（平成16年6月23日開催））
第一部会においては、日本版ビックバンの成果を検証しつつ、金融システムと行政の将来ビジョンや証券市場の改革促進プログラムが示した方向性を念頭に、具体的な制度審議を行い、平成15事務年度には、報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」（平成15年12月24日：資料5-1-1参照）を取りまとめた。その後、更に検討が行われ、報告「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」（平成16年6月23日：資料7-1-3参照）、報告「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について」（平成16年6月23日：資料5-4-4参照）を取りまとめた。
- 4．金融分科会第二部会（第14回（平成15年7月28日開催）～第17回（平成16年6月22日開催））
第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能のあり方に関する事項を中心に検討することとされており、平成15事務年度には、報告「金融機関に対す

る公的資金制度のあり方について」(平成15年7月28日:資料7-1-4参照)、中間報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月28日:資料7-1-5参照)、報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」(平成16年3月31日:資料4-1-1参照)、報告「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」(平成16年6月22日:資料7-1-6参照)を取りまとめた。

5. 金融分科会特別部会(第7回(平成16年1月20日開催)~第11回(平成16年6月21日開催))

特別部会においては、金融分野における個人情報保護のあり方について従来より検討を行ってきたところであるが、平成15年5月の「個人情報の保護に関する法律」(以下、保護法)の成立を踏まえ、平成16年1月に検討を再開し、保護法および平成16年4月に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」、実態把握のための事業者等からのヒアリング等を中心に議論を進めた。

(注)信用分野については、産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会との合同会議で検討。

6. 公認会計士制度部会

公認会計士制度部会においては、公認会計士監査の一層の充実強化に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について調査審議を行うこととされており、平成15事務年度において、傘下の専門的教育課程に関するWTが、報告「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」(平成15年11月17日:資料7-1-7参照)を取りまとめた。

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として、金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議してきている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項は、

損害保険免許を取得するとき自賠責保険を行う場合

自賠責保険にかかる約款・算方書の変更認可、又は変更命令をする場合

保険料率について、自賠法又は料団法による変更命令をする場合

保険料率の審査期間の短縮、又は審査期間内における変更、撤回命令

等である。

自動車賠償責任保険審議会の組織（資料7 - 2 - 1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）のうちから内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、倉沢康一郎氏（慶應義塾大学名誉教授）である。

自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成16年2月27日に、第119回自賠審が開催され、15年度料率検証結果、紛争処理機関の運営状況、自賠責保険診療報酬基準案、16年度自賠責特別会計の運用益の指途、16年度保険会社の運用益の使途についての報告がなされた。

第3節 企業会計審議会

・活動状況

企業会計審議会は、企業会計の基準、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議することとされている。

企業会計審議会では、金融システム改革の一環として、国際的調和の観点も踏まえつつ、連結財務諸表原則の改訂、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準、外貨建取引等会計処理基準の設定等、ここ数年で数多くの会計基準等の整備を行ってきた。

会計基準の最近の整備状況として、平成14年8月「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表、また、平成15年10月「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。これにより、国際的な動向を踏まえた一連の会計基準が整備され、我が国の会計基準は、国際的な会計基準と比べても遜色のないものとなった。

なお、平成13年7月に財務会計基準機構が設立され、同機構内に企業会計基準委員会が発足した。これ以降、個々の会計基準の設定（整備）に関しては同委員会が行っている（第5章第4節 2.「財務会計基準機構・企業会計基準委員会との連携」参照）。

また、監査基準においては、近年、「監査基準の一層の充実」として、国際的な動向も踏まえた議論を行い、リスク・アプローチの徹底、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提への対処に関する注記の導入、監査報告書の充実等を図るため、平成14年1月に監査基準の全面改訂を行い、さらに、中間監査報告書の充実等を図るため、平成15年1月に中間監査基準の改訂を行った。

最近では、平成16年2月に企業会計審議会総会を開催し、「国際会計基準に関する制度上の対応」及び「財務諸表の保証に関する概念整理」を新たな審議事項に決定した。

「国際会計基準に関する制度上の対応」については企画調整部会において審議を行い、平成16年6月、論点整理を公表し広く意見等を求めているところ

「財務諸表の保証に関する概念整理」については第二部会において審議を行い、平成16年6月、意見書（公開草案）を公表し広く意見等を求めているところ

．この1年の審議状況

平成15年7月1日以降16年6月30日までの各部会における審議状況は、次のとおりである。

1．企画調整部会（国際会計基準に関する制度上の対応）（第5章第4節3．「2005年問題への対応」参照）

2005年問題について、昨年秋から、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会等の関係者と意見交換を進めてきたが、国際会計基準に基づき財務諸表を開示することの制度対応のあり方について、平成16年3月から審議を開始し、平成16年6月、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」を公表し広く意見等を求めているところである。

2．第一部会（企業結合会計）

「企業結合会計」について、企業結合による事業再編の重要性が高まっており、企業結合の経済的実態を正しく認識できる会計処理方法を確立するという観点等により、平成14事務年度より引き続き審議が行われ、平成15年10月「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。

3．第二部会（財務諸表の保証に関する概念整理）

EUでは、2005年から国際会計基準及び国際監査基準の採用を域内上場企業に義務付けることを予定しており、国際監査基準については「国際会計士連盟」（IFAC）に設けられた「国際監査・保証基準審議会」（IAASB）において検討が行われている。このような国際的な動向を踏まえ、保証業務という観点から監査以外の業務も含めた概念の整理を行うこととし、平成16年3月から審議を開始し、平成16年6月、「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書（公開草案）」を公表し広く意見等を求めているところである。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：岩原紳作東京大学法学部教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として平成12年9月に設置されたものである。（メンバーは資料7-4-1参照）

（注）早期に実施すべきとされた項目は、

個別紛争処理における機関間連携の強化

苦情・紛争処理手続の透明化

苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実

苦情・紛争処理実績に関する積極的公表

広報活動を含む消費者アクセスの改善

の各点である。

議論の状況

平成12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで26回の協議会を開催してきた（各回のテーマは、資料7-4-2参照）。

1. 「早期に実施すべきとされた五つの項目の実施を担保」

（1）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生れた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」と略。資料7-4-3参照）を策定（平成14年4月25日）した。

モデルとして一つの標準的な手続を示すことにより、手続の透明性の向上のみならず、フォローアップの充実や実績の積極的公開、消費者への周知等のワーキンググループ報告で指摘された多くの論点に関して、個々の苦情・紛争解決支援機関が採るべき対応を具体化したものとなった。

（2）モデルを活用した規則の整備

モデルの策定後は、各業界団体・自主規制機関における手続規則及びその運用をモデル規則の各項目毎に対比するという自己評価を実施し、協議会では、その結果を基にしてフォローアップを実施した。フォローアップにおける意見交換を踏まえ、具体的な苦情・紛争解決手続の創設・改正を各団体に促した結果、金融審議会の答申に記された五つの課題に関連する規則の改善について、一定の成果を得ることができた。

(3) モデルを活用した運用の改善

また、運用面では、特に、機関間連携や広報活動を含む消費者アクセスといった項目について、各団体における自主的な取組み状況等を収集し、ベスト・プラクティスの共有に努めた。なお、各団体の取組みについては、年度毎の比較表の作成・公表も実施することとした。

2. 「金融分野における裁判外紛争処理制度の改善」

(1) 苦情・紛争事例に関する情報・意見交換

各団体が行なった苦情・紛争解決事例について情報交換を行ない、ベストプラクティスの共有化を図ることで、苦情紛争解決実務における改善に努めた。

(2) 裁判外の紛争解決制度に関する情報・意見交換

司法制度改革推進本部による「裁判外の紛争解決促進に関する法案（仮称、いわゆるADR法）」についての検討状況、海外の金融分野におけるADR事情、ISOによるADR規格化の検討状況について、情報・意見交換を行なった。

(3) リテール金融分野における幅広い情報・意見交換

具体的な問題について意見交換ができるという特性を生かし、外国為替証拠金問題に関する相談事例等、国民生活センター等に寄せられる具体的な苦情・紛争事例を基にした議論を取り上げた。

なお、こうした議論を踏まえ、金融審議会第一部会（平成15年12月9日）における今後の法制等に関するフリー・ディスカッションの際に、投資サービス法のような横断法制の必要性やトラブル事例を踏まえた投資教育等の必要性について岩原座長より報告・発言がなされることとなった。